

選挙公営（公費負担）の手引き

選挙運動用自動車、ビラ及びポスター

目 次

1 公費負担制度とは	3
2 公費負担の種類	3
3 対象となる候補者	3
4 公費負担の限度額	4
5 諸手続	6

【手続について】

1 選挙運動用自動車の使用（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）	8
2－1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	9
2－2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）	10
2－3 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	11
3 選挙運動用ビラの作成	12
4 選挙運動用ポスターの作成	13

【参考資料】公費負担に関するQ&A	14
-------------------	----

1 公費負担制度とは

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保てるよう、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、湯前町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、湯前町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

この選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

【町長選挙における供託物没収点】

有効投票数 $\times 1 / 10$

【町議会議員選挙における供託物没収点】

有効投票数 $\div$ 議員定数 (10人) $\times 1 / 10$

※令和2年湯前町議会議員一般選挙の場合

有効投票総数 (2, 627票) $\div$ 議員定数 (10人) $\times 1 / 10 = 26.27$ 票

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 =322,500円	1の契約と2の契約は選択
2 1に掲げる契約以外の契約の場合	①自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 16,100円×5日 =80,500円	
	②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700円×5日 =38,500円	
	③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	1日 12,500円×5日 =62,500円	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

※最大で1日当たりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費負担。ただし、選挙が無投票となった場合は、告示日の1日のみとなります。

※看板取付、拡声器借入及びレンタカーのオプション等は対象外となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) $\times$ (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭・・・①	町長 5,000枚・・・② 町議 1,600枚・・・②

【例1】

町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を14,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $14,000円 \div 1,600枚 = 8円75銭$ になります。
 この場合、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、
 $7円73銭 \times 1,600枚 = 12,368円$ が公費負担の対象となります。
 この額を超える1,632円は、候補者の負担になります。

【例2】

町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を12,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $12,000円 \div 1,600枚 = 7円50銭$ になります。
 この場合、作成単価及び作成枚数ともに上限以下ですので、
 $7円50銭 \times 1,600枚 = 12,000円$ が公費負担の対象となります。
候補者負担はありません。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) $\times$ (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$\frac{541.31円 \times 30枚 + 316,250円}{30箇所(ポスター掲示場数)}$ $= 11,083円 \dots \textcircled{1}$	30枚・・・② (ポスター掲示場数)

【例1】

選挙運動用ポスター30枚の作成を300,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $300,000円 \div 30枚 = 10,000円$ になります。
 この場合、作成単価及び作成枚数ともに上限以下ですので、
 $10,000円 \times 30枚 = 300,000円$ が公費負担の対象となります。
候補者負担はありません。

【例2】

選挙運動用ポスター60枚の作成を300,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $300,000円 \div 60枚 = 5,000円$ になります。
 この場合、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
 $5,000円 \times 30枚 = 150,000円$ が公費負担の対象となります。
 この額を超える150,000円は、候補者負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ① 届出先 湯前町選挙管理委員会
- ② 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ③ 添付書類 各業者等との契約書の写し

注) 1 選挙運動用自動車の使用において、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合は、「自動車の借入れ」、「燃料代」、「運転手の雇用」のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

(2) 確認申請

下記①については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

① 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代・・・金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数（掲示場数）の確認
- ・選挙運動用ビラの作成・・・作成限度枚数の確認

② 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

③ 確認申請書の提出先

湯前町選挙管理委員会

④ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記（1）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、湯前町が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

① 請求する際に必要な提出書類

区分		提出書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシー)	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 ②請求内訳書【（別紙）その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その1）】
	上記以外 の契約の場合 自動車の借入れ	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 ②請求内訳書【（別紙）その2（自動車の借入れ）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その1）】
	燃料代	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 給油伝票（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、 給油金額が記載のもの）を添付 ②請求内訳書【（別紙）その3（燃料代）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【第10号様式（その2）】 ④自動車燃料代確認書【第7号様式】
	運転手の報酬	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】 ②請求内訳書【（別紙）その4（運転手）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第10号様式（その3）】
選挙運動用ビラの作成		①請求書（ビラの作成）【第14号様式】 ②請求内訳書【（別紙）その5】 ③ビラ作成証明書【第11号様式】 ④ビラ作成枚数確認書【第8号様式】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書（ポスターの作成）【第15号様式】 ②請求内訳書【（別紙）その6】 ③ポスター作成証明書【第12号様式】 ④ポスター作成枚数確認書【第9号様式】

② 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は、口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

③ 請求書の提出先

湯前町選挙管理委員会（湯前町役場総務課内）

1 選挙運動用自動車の使用（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

順序	手 続	必要書類（様式等）	備 考
①	有償契約の締結 候補者 ⇔ 業者	・ 選挙運動用自動車運送契約書 【参考（その１）】	契約日は、告示日前でも可
②	①の契約締結の届出 候補者 ⇒ 選管	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】 ・ ①の契約書の写し	届出日は、告示日以降の日
③	使用証明書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【第10号様式（その１）】	提出日は、使用最終日以降
④	請求書の提出 業者 ⇒ 湯前町	・ 請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第13号様式】 ・ 請求内訳書【（別紙）その１】 ・ ③の使用証明書	請求日は、選挙後
⑤	経費の支払 湯前町 ⇒ 業者		

注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は湯前町へ④の請求をすることはできません。

2－1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

順序	手 続	必要書類（様式等）	備 考
①	有償契約の締結 候補者 ⇔ 業者	・ 選挙運動用自動車賃貸借契約書 【参考（その2）】	契約日は、告示日前でも可
②	①の契約締結の届出 候補者 ⇒ 選管	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】 ・ ①の契約書の写し	届出日は、告示日以降の日
③	使用証明書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【第10号様式（その1）】	提出日は、使用最終日以降
④	請求書の提出 業者 ⇒ 湯前町	・ 請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第13号様式】 ・ 請求内訳書【（別紙）その2】 ・ ③の使用証明書	請求日は、選挙後
⑤	経費の支払 湯前町 ⇒ 業者		

注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は湯前町へ④の請求をすることはできません。

2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

順序	手 続	必要書類（様式等）	備 考
①	有償契約の締結 候補者 ⇔ 業者	・ 選挙運動用自動車燃料供給契約書 【参考（その3）】	契約日は、告示日前でも可
②	①の契約締結の届出 候補者 ⇒ 選管	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】 ・ ①の契約書の写し	届出日は、告示日以降の日
③	確認申請書の提出 候補者 ⇒ 選管	・ 自動車燃料代確認申請書 【第4号様式】	提出日は、告示日以降の日
④	確認書の交付 選管 ⇒ 候補者	・ 自動車燃料代確認書 【第7号様式】	
⑤	確認書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ ④の確認書	提出日は、選管から受領後
⑥	使用証明書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【第10号様式（その2）】	提出日は、給油最終日以降
⑦	請求書の提出 業者 ⇒ 湯前町	・ 請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第13号様式】 ・ 請求内訳書【（別紙）その3】 ・ ④の確認書 ・ ⑥の使用証明書 ・ 給油伝票の写し	請求日は、選挙後
⑧	経費の支払 湯前町 ⇒ 業者		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は湯前町へ⑦の請求をすることはできません。

2－3 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

順序	手 続	必要書類（様式等）	備 考
①	有償契約の締結 候補者 ⇔ 運転手	・ 選挙運動用自動車運転契約書 【参考（その４）】	契約日は、告示日前でも可
②	①の契約締結の届出 候補者 ⇒ 選管	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】 ・ ①の契約書の写し	届出日は、告示日以降の日
③	使用証明書の提出 候補者 ⇒ 運転手	・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【第10号様式（その３）】	提出日は、運転最終日以降
④	請求書の提出 運転手 ⇒ 湯前町	・ 請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第13号様式】 ・ 請求内訳書【（別紙）その４】 ・ ③の使用証明書	請求日は、選挙後
⑤	経費の支払 湯前町 ⇒ 運転手		

注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は湯前町へ④の請求をすることはできません。

3 選挙運動用ビラの作成

順序	手 続	必要書類（様式等）	備 考
①	有償契約の締結 候補者 ⇔ 業者	・ 選挙運動用ビラ作成契約書 【参考（その5）】	契約日は、告示日前でも可
②	①の契約締結の届出 候補者 ⇒ 選管	・ 選挙運動用ビラ作成契約届出書 【第2号様式】 ・ ①の契約書の写し	届出日は、告示日以降の日
③	確認申請書の提出 候補者 ⇒ 選管	・ ビラ作成枚数確認申請書 【第5号様式】	提出日は、告示日以降の日
④	確認書の交付 選管 ⇒ 候補者	・ ビラ作成枚数確認書 【第8号様式】	
⑤	確認書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ ④の確認書	提出日は、選管から受領後
⑥	作成証明書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ ビラ作成証明書 【第11号様式】	提出日は、ビラ納品後
⑦	請求書の提出 業者 ⇒ 湯前町	・ 請求書（ビラの作成） 【第14号様式】 ・ 請求内訳書【（別紙）その5】 ・ ④の確認書 ・ ⑥の作成証明書	請求日は、選挙後
⑧	経費の支払 湯前町 ⇒ 業者		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は湯前町へ⑦の請求をすることはできません。

4 選挙運動用ポスターの作成

順序	手 続	必要書類（様式等）	備 考
①	有償契約の締結 候補者 ⇔ 業者	・ 選挙運動用ポスター作成契約書 【参考（その6）】	契約日は、告示日前でも可
②	①の契約締結の届出 候補者 ⇒ 選管	・ 選挙運動用ポスター作成契約届出書 【第3号様式】 ・ ①の契約書の写し	届出日は、告示日以降の日
③	確認申請書の提出 候補者 ⇒ 選管	・ ポスター作成枚数確認申請書 【第6号様式】	提出日は、告示日以降の日
④	確認書の交付 選管 ⇒ 候補者	・ ポスター作成枚数確認書 【第9号様式】	
⑤	確認書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ ④の確認書	提出日は、選管から受領後
⑥	作成証明書の提出 候補者 ⇒ 業者	・ ポスター作成証明書 【第12号様式】	提出日は、ポスター納品後
⑦	請求書の提出 業者 ⇒ 湯前町	・ 請求書（ポスターの作成） 【第15号様式】 ・ 請求内訳書【（別紙）その6】 ・ ④の確認書 ・ ⑥の作成証明書	請求日は、選挙後
⑧	経費の支払 湯前町 ⇒ 業者		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は湯前町へ⑦の請求をすることはできません。

公費負担に関する Q & A

I 共通

Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面で締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

Q 4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

例：選挙運動用自動車の使用

⇒選挙期日の前日まで使用した場合は、選挙期日の前日に交付。

選挙運動用ポスターの作成

⇒立候補届出日までに作成する場合は、立候補届出日に交付。

※選挙公営の請求をする際に、必要とされる書類（業者が町長へ提出する請求書に添付）となります。

II 自動車の借入れ

Q 5 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

Q 6 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？ この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 7 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 8 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 9 レンタカー業者からスピーカーを備えた車両を借りた場合、レンタル代金はすべて公費負担の対象になりますか？

A 一般的に顧客に対して行われる車両賃貸借契約に含まれる費用であれば、限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 10 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 1 1 選挙運動期間前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらいいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものです。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約する場合は、その契約期間を記載することになります。ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 1 2 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 1 3 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 1 4 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 1 5 レンタカー業者から選挙運動用自動車として、様々な装備品のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。この場合オプション等の附帯料金は公費負担の対象になりますか？

(例) 附帯料金

・ 免責保険料 (任意保険)	1, 200 円/日
・ 特別装備料 (予備バッテリー)	1, 500 円/日
・ 装備品使用料 (ルーフキャリア)	1, 300 円/日
・ 保険補償以外のサービスに係る保険料	500 円/日

A 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」には、車両本体と保険補償 (対人、対物等の保険) の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途免責補償料を任意で契約し、支払う場合や看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は、公費負担の対象とはなりませんので、契約に含まれる場合には、契約書上に内訳を記載するか、契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q 1 6 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族をいいます。

III 燃料の供給

Q 1 7 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7, 700 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 1 8 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 1 9 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 2 0 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

IV 運転手の雇用

Q 2 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q 2 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 2 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 2 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。

V 選挙運動用ビラの作成

Q 2 6 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 7 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- A ・枚 数 町議会議員選挙 1, 600枚以内
町長選挙 5, 000枚以内
- ・種 類 2種類以内
- ・規 格 長さ29.7cm×幅21cm（A4版）以内 両面印刷が可能
- ・記 載 内 容 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- ・証紙の貼付 頒布するビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 2 8 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q 2 9 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

VI 選挙運動用ポスターの作成

Q 3 0 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q 3 1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。

(金額、作成枚数に上限があります。)

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象ではありません。

Q 3 3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 3 4 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象ではありません。

Q 3 5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

ア 条例の限度枚数 30枚 イ 条例の限度単価 11,083円

ウ 実際の作成枚数 60枚 エ 実際の作成単価 5,000円

計算方法

- ・(公費負担の対象枚数) ⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
ア又はウの少ない方 ⇒ 30枚 (A)

【正しい計算方法】

- ・(公費負担の対象単価) ⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較
イ又はエの少ない方 ⇒ 5,000円 (B)
- ・(公費負担額) ⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
(A) (B)

30枚×5,000円 = 150,000円 (正しい請求金額)

【誤った計算方法】

「限度枚数(30枚)×限度単価(11,083円)」で算出される額

『332,490円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数(ウ)と実際の作成単価(エ)を掛け合わせて算出した。

(ウ) (エ)

60枚×5,000円 = 300,000円 (誤った請求金額)